

【中小企業労働環境向上助成金（個別中小企業助成コース）】 介護福祉機器等助成における新規創業事業主の取扱いについて

1 新規創業事業主の適用単位について

介護福祉機器等助成に係る新規創業事業主は「事業所単位」で判断します。

（例）A法人で、既に事業を行っているB事業所とは別の場所に新たにC事業所を開設する場合、C事業所は「新規創業事業主」の扱いとなります。

2 計画期間について

導入・運用計画期間の初日は、機器を導入する月の初日となります（通常の計画期間の取扱いと同様です）。また、計画期間は事業開始月（施設オープン月）の初日から3か月以上必要です。

（例）機器の導入が10月15日、事業開始日が11月1日の場合、計画期間の初日は10月1日、最終日は最短でも1月31日（11月1日から3か月）です。

3 アンケート実施について

以下の場合、導入前アンケートの実施は不要です。導入後アンケートのみ実施してください（アンケート実施の際には様式例1-2をご参照ください）。この場合、アンケートの対象は事業開始日（施設オープン日）時点の雇用保険被保険者です。

① 機器導入に係るアンケートについて

機器の導入日が事業開始日（施設オープン日）より前であるか、機器の導入日が事業開始日後1か月以内である場合は、事前のアンケートは省略可能です。

なお、事後のアンケートでは、「機器の導入部署の介護労働者（雇用保険一般被保険者）」のうち「機器の導入が、身体的負担の軽減につながっていると考える職員数の割合」で評価します。

② 介護技術研修に係るアンケートについて

機器導入に係るアンケート同様、研修受講日が事業開始日（施設オープン日）より前であるか、受講日が事業開始日後1か月以内である場合は、事前のアンケートは省略可能です。

また、事後のアンケートでは、「研修によって作業方法が改善されたと考える職員数の割合」で評価します。

なお、研修の実施が事業開始後1か月以降であれば、事業開始から研修実施前までに事前アンケートを実施してください。アンケートが実施されていない場合、助成金は支給できませんのでご注意ください。

4 計画届申請時の提出書類について

計画届申請時に準備ができない書類（都道府県知事の指定通知等）がある場合は、整い次第ご提出ください。